第

2763

号



1994年1月6日創刊 · 毎日発行

リーダァスクラブFAXニュース

(2005年)平成17年 4月 15日 金曜日

発行所

大阪市中央区平野町3-1-10 Tel:06-6209-7678 株式会社 FPシミュレーション 編集発行人:税理士 三輪 厚二 Fax:06-6209-8145

△ 定年退職者に対する慰安旅行費用

Q:当社では、定年退職者に対して慰安 旅行をプレゼントしようかと思っています。 この定年退職者に対する費用は、課税対象と なりますか?

☆ : それが永年勤続者表彰制度と同様の内容であり、社会通念上相当と認められるものであれば非課税、それを上回るような豪華なものであれば退職所得として取扱うことになります。

【解説】

定年退職した者に対して行う慰安旅行費用は、次のようなことから、永年勤続者表彰制度と同様の内容であり、社会通念上相当と認められるものであれば、課税しなくてよいこととされています。

- ① 永年勤続者表彰制度に基づき永年勤続者を旅行に招待した場合のその永年勤続者の受ける経済的利益については、その永年勤続者の地位、勤続期間等に照らし社会通念上相当であると認められるものについては課税しないとする取り扱いの趣旨からすれば、定年退職者に対する旅行が、たまたま定年退職を機会に行われるからといって課税するということは適当ではないと考えられること
- ② 永年勤続者表彰旅行を非課税とし、定年退職者旅行を課税とするということは、権衡を失するといえること

なお、社会通念上、相当と認められないような旅行については、定年退職者に対する退職給与として課税されることとなります。







